

○道路使用（占用）に関する協議による協定とその運用について

昭和36年2月9日

佐警本例規（交）第8号

道路交通法第79条及び道路法第32条第5項の規定に基づき、道路使用許可の取扱について、県及び建設省佐賀国道工事事務所と別記のとおり協定を締結したので下記事項に留意の上、これが実施に遺憾のないようされたい。

なお、市町村道については、道路の管理者は市町村長となるので同様に協定をしておく必要があるので、協議することとされたい。

記

1 協議すべき行為について

協議をすべき道路使用の行為は、協定書第3条各号に掲げるものであるが、「これらに類する物件（工作物）」については、別添資料を参照すること。

2 道路許可を使用をする際の留意点

道路使用許可申請書については、道路交通法施行規則第10条第2項の規定により2通を提出することとなっているので、これらの使用行為が道路法第32条の適用をうけるものであるときは、道路使用許可を与える前に一応、道路管理者側に電話連絡により、支障の有無を確認してから1通に許可印を捺印して申請者に交付（この場合、終了後返戻すべきことを指示しておくこと。）し、他の1通を道路管理者に提出するよう指導すること。

3 道路管理者から申請書の送付を受けた場合の取扱

道路管理者側から、道路占用申請書の送付を受けた場合は、道路使用許可手数料の徴収を要する行為については手数料を徴収し許可証を交付すること。

備考

従来、継続的な道路使用として取扱い、道路許可の対象から除外していた石碑、銅像、その他これらに類する工作物（別添資料参照）についても、今後は道路使用許可申請の対象となるので誤りのないようされたい。

なお、電柱設置の工事又は電柱等の道路使用許可手数料については個々に徴収する必要はなく、一括して1件として取扱って差しつかえない。

道路占使用に関する協定書

道路交通法第79条及び道路法第32条第5項の規定に基づき、道路の使用（占用）許可を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関して次のように協定する。

昭和36年2月17日

佐賀県土木部長
建設省佐賀国道事務所長
佐賀県警察本部長

第1条 警察署長は、道路使用許可申請があった場合において、許可しようとする行為が第3条各号の一に該当するときは、直ちに道路管理者に連絡し、当該行為による道路構造の保全上の支障の有無を照会した後、道路使用の許可をするものとする。

2 警察署長は、許可をした後、すみやかに道路使用許可申請書1通を道路管理者に送付するものとする。

第2条 道路管理者は、道路占用許可申請があった場合において、許可しようとする行為が第3条各号の一に該当するときは、直ちに警察署長に連絡し、当該行為による道路交通の安全上の支障の有無を照会した後、道路占用の許可をするものとする。

2 道路管理者は、許可した後すみやかに道路占用許可申請書1通を警察署長に送付するものとする。

第3条 前各条の規定を適用する道路の使用（占用）行為は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 下水道管、ガス管その他これらに類する物件を設置するための工事又は作業をする場合
- (2) 土石、竹木、瓦その他工事材料を置く場合
- (3) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチを設ける場合
- (4) 工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設を設ける場合
- (5) 露店、商品置場その他これらに類する施設を設ける場合

附 則

この協定は、昭和36年2月20日から実施する。